

別紙

剥皮防除資材撤去 特記仕様書

1 剥皮防除資材の撤去について

- ① 対象木は小班内における全ての立木とする。
- ② 立木に設置されている剥皮防除資材をカッター等で取り外すこと。
- ③ 取り外した剥皮防除資材を林道まで運搬後、大型土嚢に詰め込み、指定する集積場所まで運搬すること。
- ④ 大型土嚢1袋に対して、剥皮防除資材を約100枚程度詰め込むこと。
- ⑤ 大型土嚢は耐候性のものを使用すること。

2 撤去資材の集積場所

本事業にかかる資材の集積場所は「北山林道入口」とし、詳細な区域については監督職員の指示によるものとする。

集積する高さは2段までとし、崩落しないよう安定させること。